

令和7年度（2025年度）

香川大学大学院教育学研究科学生便覧

2025年4月1日版



## 2025年度大学院教育学研究科行事予定表

### 2025年

- 4月 1日 (火) 第1学期開始
- 1日 (火) ~ 8日 (火) 第1学期履修登録期間 (履修表提出)
- 2日 (水) 入学式
- 3日 (木) 大学院ガイダンス
- 10日 (木) 授業開始
- 17日 (木) ~ 23日 (水) 第1学期履修登録取消申請期間 (科目変更願提出)
- 30日 (水) 指導教員届の提出期限 (1年次生)
- 5月 1日 (木) 授業振替日 (火曜日)
- 9日 (金) 授業振替日 (火曜日)
- 31日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 6月 14日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 7月 19日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 21日 (月) 授業日 (月曜日) (祝日に授業を実施)
- 26日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 29日 (火) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 30日 (水) ~ 8月5日 (火) 第1学期末試験
- 8月 2日 (土) 教職実践研究交流会
- 6日 (水) ~ 12日 (火) 授業・定期試験予備日
- 6日 (水) ~ 9月30日 (火) 夏季休業・第1学期終了
- 9月 17日 (水) ~ 24日 (水) 第2学期履修登録期間 (履修表提出)
- 10月 1日 (水) 第2学期開始・大学記念日 (休業日)
- 2日 (木) 授業開始
- 9日 (木) ~ 16日 (木) 第2学期履修登録取消申請期間 (科目変更願提出)
- 24日 (金) 臨時休業日 (前夜祭)
- 27日 (月) 臨時休業日 (大学祭撤収日)
- 30日 (木) 授業振替日 (月曜日)
- 11月 8日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 15日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 24日 (月) 授業日 (月曜日) (祝日に授業を実施)
- 12月 6日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 12月 25日 (木) ~ 2026年1月7日 (水) 冬季休業

### 2026年

- 1月 14日 (水) 授業振替日 (月曜日)
- 15日 (木) 授業振替日 (金曜日)
- 16日 (金) 臨時休業日 (大学入学共通テスト試験場設営)
- 31日 (土) 授業予備日 (気象警報の発令等により休講となった授業に限り補講を実施)
- 2月 6日 (金) ~ 13日 (金) 第2学期末試験
- 13日 (金) 試験振替日 (水曜日)・授業振替日 (水曜日)
- 16日 (月) ~ 20日 (金) 授業・定期試験予備日
- 28日 (土) 教職実践研究フォーラム
- 3月 11日 (水) ~ 31日 (火) 春季休業・第2学期終了
- 24日 (火) 修了式

# 目 次

I. 教育学研究科の教育課程等(教育職員免許法(抄))	2
II. 香川大学規則(大学院関係)	19
1. 香川大学大学院教育学研究科 「長期履修学生」取扱細則	19
2. 香川大学大学院教育学研究科 小学校教員免許取得コース取扱細則	20
3. 香川大学大学院教育学研究科 「短期履修学生」取扱細則	21
4. 香川大学大学院科目等履修生規則	22
5. 成績評価結果に対する異議申立てについての申合せ	23
III. 気象に関する警報の発表等の場合における 休講措置の基準	24
IV. 教育学部配置図	25
V. 学生支援	28
時間割	29

# I. 教育学研究科の教育課程等 (教育職員免許法(抄))

## 1. 修学の形態・方法

### (1) 授業時間

教育学研究科の授業時間は第1校時から第5校時までとし、前期、後期を通して次のとおりとする。

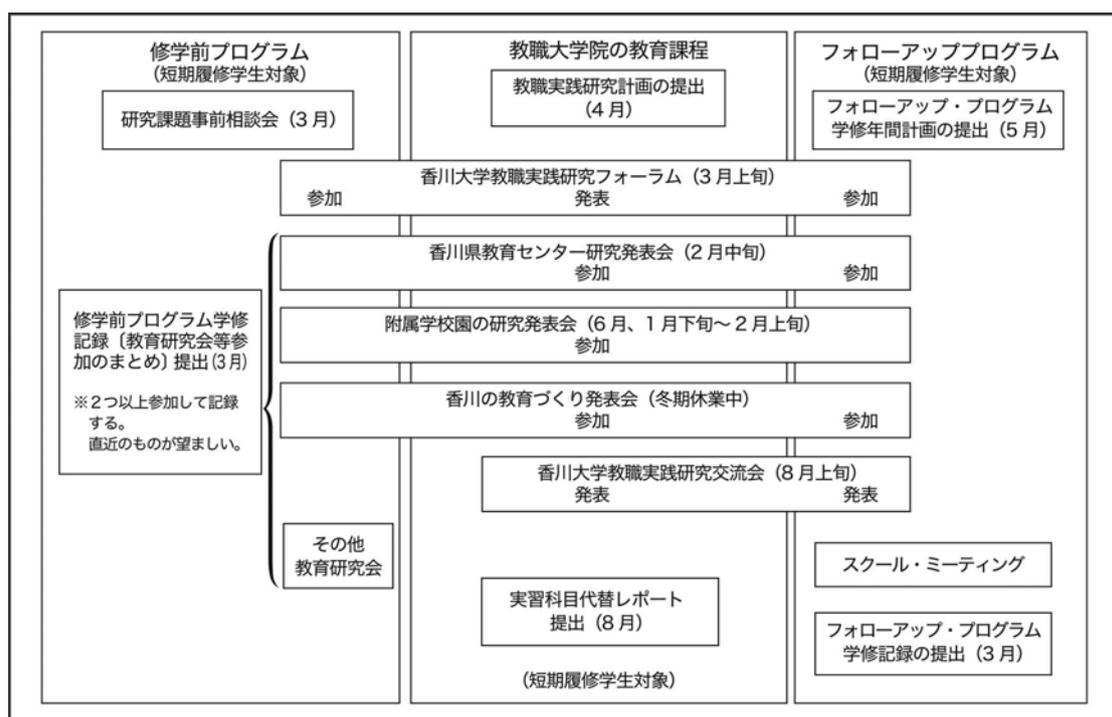
第1校時	8時50分～10時20分
第2校時	10時30分～12時00分
第3校時	13時00分～14時30分
第4校時	14時40分～16時10分
第5校時	16時20分～17時50分

### (2) 短期履修学生制度(P.21)

短期履修学生制度は、教職経験が5年以上又は学校教育法施行規則第20条に規定する「教育に関する職」に10年以上あり、かつ教育委員会等からの推薦がある者が申請できる制度である。標準履修で2年次に開講される授業科目を早期に履修し、1年間での修了を可能にするものである。厳正な審査により認められた者に適用する。認定された者は、「学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ(4単位)」を免除される。代わりに、入学前の「教職大学院修学前プログラム」、前期終了後の「学校臨床実習代替レポート」、大学院修了後に1年以上(最大3年)の「教職大学院フォローアップ・プログラム」(P.7 参照)が必修として課せられる(下図参照)。

### 3) 長期履修学生制度(P.19)

長期履修学生制度は、職業(学校や教育関連施設等の非常勤講師など)を有している等の理由で、教育課程を長期に設定して計画的に履修しようとする者のための制度である。この制度では、標準修業年限(2年)を超えて4年間を上限として履修計画を立て、長期履修学生として在籍することが可能である。長期履修学生として認められた場合の授業料は、履修期間にかかわらず、原則2年間で払うべき授業料総額を、3年又は4年に分割して支払うことができる。本学大学院教育学研究科では、小学校教員免許取得コースの学生にも長期履修学生制度を適用している。



\* 他都道府県の学校に在籍の者については各都道府県主催の研究会等で一部代替可能

## 2. 履修基準及び履修方法

### (1) 区分ごとの授業科目と履修基準及び履修方法

区分	領域・授業科目	単位	履修方法
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域(1科目) 教科等の実践的な指導法に関する領域(3科目) 生徒指導及び教育相談に関する領域(3科目) 学級経営及び学校経営に関する領域(2科目) 学校教育と教員の在り方に関する領域(2科目) 研究倫理に関する領域(1科目)	19  選択 必修	6領域すべてから最低1科目・2単位(研究倫理に関する領域については1単位)ずつ選択して履修し、計19単位以上を修得する。
コース科目	学校力開発領域 授業力開発領域 特別支援力開発領域 教職実践研究Ⅰ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) 教職実践研究Ⅱ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発)	18  選択 必修	教職実践研究Ⅰ・Ⅱを含み、所属するコースの領域から最低7科目・14単位を履修し、計18単位以上を修得する。
実習科目	学校臨床基礎実習Ⅰ(授業力開発, 特別支援力開発) 学校臨床基礎実習Ⅱ(授業力開発, 特別支援力開発) ※学校臨床実習Ⅰ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) ※学校臨床実習Ⅱ(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) 探究実習(学校力開発, 授業力開発, 特別支援力開発) 学校力開発実習Ⅰ 学校力開発実習Ⅱ 授業力開発実習Ⅰ 授業力開発実習Ⅱ 特別支援教育指導実習Ⅰ 特別支援教育指導実習Ⅱ	10  必修	学部卒学生は、学校臨床基礎実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習及び各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。  現職教員学生は、学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習、各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。  短期履修学生制度を利用する者は、実習科目のうち4単位(※印)の免除をうけることができる。
自由科目	学校インターンシップ(海外)Ⅰ 学校インターンシップ(海外)Ⅱ	自由	修了要件には含まない
合 計		47	

### (2) 履修科目の登録の上限

短期履修学生は年間 53 単位、それ以外の学生は年間 44 単位を上限とする。

なお、集中及び時間外開講の科目、および学部において履修科目の登録上限を超えて履修が認められている科目については、上限に含めない。

## 3. 開講授業科目

開講する授業科目は、「別表 1. 開講授業科目表(P. 9～14)」のとおりとする。

## 4. 履修手続等

学生は、いずれかのコースに所属し、教員の指導のもとに、履修基準に定める必要な単位を修得しなければならない。

### (1) 受講登録について

- ① 開講授業科目表、時間割表及びシラバス(Web 閲覧)により受講科目を決定する。
- ② 教育学研究科授業科目履修表(前期・後期・通年)に記入し、所属する指導教員の承認を得ておく。
- ③ 指定の期間内(行事予定表に記載の期間)に、教務システム(カダサポ)により履修登録(入力)する。追加や取消等の変更・修正は、履修期間内であれば何度でも可能である。履修登録を終えたら、時間割表を2部(提出用・保管用)プリントアウトする。

- ④ 履修表及び時間割表を所定の期日までに、大学院係に提出する。
- ⑤ 学年の途中において新しく開講される科目については、期間を定めて履修登録を認める。
- ⑥ 重複申請は認めない。
- ⑦ 履修登録をしていない科目については、単位を与えない。
- ⑧ 学部の授業を履修しようとする場合は、「科目履修願」を所定の期日までに、大学院係に提出すること(P. 5 「8. 学部授業の履修」を参照)。なお、履修登録は大学院係が行う。

## (2) 定期試験等について

- ① 定期試験は、各科目についてその年度の授業担当教員が受験有資格者に対して行う。
- ② 受験資格は、受講登録した科目の授業等に関講時間の2/3以上出席した者に与える。
- ③ 試験時間割は、試験実施(第1日)の1週間前に発表する。
- ④ 特定の科目については、研究報告の提出をもって試験に代えることがある。
- ⑤ 次の定期試験受験心得を遵守すること。
  - ア 試験を受けようとする者は、定められた時刻に試験場に入場し、監督員の指示にしたがって着席すること。
  - イ 座席に着席したときは、学生証を机上に呈示すること。  
学生証を忘れた者は、大学院係で仮学生証の交付を受けてから受験すること。
  - ウ 遅刻者は、監督員の許可を得て入室すること。30分以上遅刻した者は、受験資格がない。
  - エ 答案ができて、開始後30分間は退場しないこと。
  - オ 試験場に入場した者は、必ず答案を提出すること。
  - カ その他監督員の指示にしたがうこと。
- ⑥ 試験において不正行為があった場合には、研究科教授会の議を経て処置する。

## (3) 追試験について

- ① 定期試験当日不時の災害、病気、3親等以内の親族の死亡、その他止むを得ない事情があり受験できなかった者については、願い出により、特定の科目につき追試験を行うことがある。
- ② 上記の場合の願い出は、定期試験終了後1週間以内に願書及びその理由を証明する書類を大学院係に提出すること。
- ③ 追試験は、原則として定期試験終了後1週間以内に行うものとする。ただし、学年末試験についてはこの限りでない。

## 5. 単位の認定及び成績評価基準

### (1) 単位の認定

本研究科における学習の形態は、次の三つの形態に分けられるが、45時間の有効な学習活動を基準として1単位を構成する。(参考:[香川大学学則](#)第43条)

- ① 講義を主とするもの 教室内講義 15時間 教室外学習 30時間  
講義は、1週2時間(本研究科では、1校時は2時間相当となっている。)で一期間(15週)学習し、試験に合格すれば2単位が認定される。
- ② 演習を主とするもの 教室内演習 15時間 教室外学習 30時間  
演習は、1週2時間(本研究科では、1校時は2時間相当となっている。)で一期間(15週)学習し、試験に合格すれば2単位が認定される。
- ③ 実習を主とするもの  
実習は、80時間(事前準備、事前・事後指導を含む)学習し、試験に合格すれば2単位が認定される。

## (2) 成績評価

- ① 各授業科目の成績評価は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- ② 成績評価基準は次のとおりとする。(香川大学成績評価及び単位の授与に関する規程より)

学則に定める標語	評点の範囲	基準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない

- ③ 一度修得した単位は取り消すことができない。
- ④ 一度履修し単位を修得した授業科目は、再度単位を授与しない。
- ⑤ 成績は、履修登録期間の1週間前に教務システム(カダサポ)で発表する。

## (3) 成績評価結果に対する異議申立て

成績評価等に対して異議がある場合は、「成績評価結果に対する異議申立てについての申合せ」(P.23 参照)にもとづき、教育学研究科長に対して大学院係を通して成績異議申立書を提出することができる。

## 6. 標準修業年限

標準修業年限は、2年とする。在学期間は当該課程の標準修業年限の2倍を超えることはできない。

## 7. 修了の要件

高度教職実践専攻では、2年(短期履修学生は1年)以上在学し、教職実践研究において成果を報告し、実践研究報告をまとめ、その審査に合格するとともに、専攻で定めた授業科目 47 単位以上を修得した者に、教職修士(専門職)の学位を授与する。

## 8. 学部授業の履修

教育学研究科学生が、学部開講科目を教員免許状取得するため等教育上有益と認められる場合は、次のとおり履修することができる。

- (1) 学部学生の履修に支障のない限り、教育学部開講の授業科目を履修することができるものとする。
- (2) 在学中に履修できる授業科目の単位数は 28 単位までとし、1年間に 14 単位以内とする。ただし、学部において履修科目の登録上限を超えて履修が認められている科目については、同様に上限を超えて履修することができる。
- (3) 履修した授業科目の単位の認定については、本学学則第 53 条の規定を準用する。
- (4) 学部授業の履修を希望する者は、予め授業担当教員の承認を得て科目履修願を所定の期日までに提出しなければならない。
- (5) 介護実践演習、教育実践演習・特別支援教育実践演習(事前・事後指導)及び教育実習を受講するためには、麻疹の抗体を有しており、学生賠償保険に加入し、健康診断を受けていなければならない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、麻疹の抗体を有しているとみなす。
  - ①介護実践演習……介護等体験説明会(1月開催)に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、指定の期日までに申し込むこと。
  - ②教育実践演習・特別支援教育実践演習(事前・事後指導)……教育実習に行くためには必ず受講しなければならない

ない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、事前指導(5コマ分)のみの受講で構わない。

③教育実習……教育実習説明会(1月開催)に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、「教育実習調書」を指定の期日までに提出して申し込むこと。

④「教育実習の意義と心構え」及び「事前指導・直前教育(各附属学校園ごとに実施)」には必ず参加すること。

(6) 学部授業の履修を許可された場合の検定料、入学科及び授業料は無料とする。ただし、介護実践演習及び教育実習の実習経費は自己負担とする。

## 9. 教育学研究科小学校教員免許取得コース履修上の注意

- (1) 学部授業科目と大学院授業科目を履修するため、3年間の在学期間を必要とする。
- (2) 指導教員等と相談の上、大学院教育を中核とした履修計画を作成し、学部授業の履修が大学院教育の支障とならないようにする。
- (3) 小学校教諭免許状に必要な単位の履修については、上限を設けないが、あくまでも大学院教育を中核とした履修計画を立てなければならない(表1～2)。
- (4) 教育実習は2年次の9月に行い、実習の事前・事後指導は、その前後で履修する。
- (5) 「介護実践演習」は、できるだけ1年後期で履修しておく。
- (6) 小学校教諭免許状の取得を取り止める場合は、1年次の2月末日までに「長期履修期間取消願」を提出して、コースの受講を中止しなくてはならない。
- (7) 小学校教諭免許状以外の免許状取得のために履修できる学部授業科目の単位数は、3年間で 28 単位以内とする。ただし、年間 14 単位を超えないこととする。

表1 修了までに必要な単位数(中学校・高等学校・幼稚園いずれかの一種免許状を所持している者の場合)

科目の内訳	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30
教育の基礎的理解に関する科目	2(中高), 0(幼)
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	8
教育実践に関する科目	2
大学が独自に設定する科目	2
大学院修了要件の科目	47
合 計	91(中高), 89(幼)

※他に社会福祉施設などでの介護等体験が7日間必要である。(中学校免許状所持者を除く。)

表2 標準的な単位取得計画

中・高いずれかの一種免許状を所持する場合				幼稚園一種免許状を所持する場合			
区分	学部	大学院	計	区分	学部	大学院	計
1年目	22	21	43	1年目	20	21	41
2年目	18	16	34	2年目	18	16	34
3年目	4	10	14	3年目	4	10	14
合 計	44	47	91	合 計	42	47	89

## 10. 教育職員免許状の取得方法

- (1) 本研究科で取得できる専修免許状の種類及び教科は別表2(P. 15)のとおりである。また、専修免許状取得に使用できる授業科目は別表3(P. 15)のとおりである。
- (2) 専修免許状を取得するためには、別表3に示した授業科目を24単位取得しなければならない。  
※専攻における履修基準を満たしたからといって、専修免許状の所要資格を取得したことにはならないこともありうるので、各自が計画的に必要な単位を修得すること。  
※教育職員免許状の所要資格は、[教育職員免許法](#)(P. 16～18)を参照すること。
- (3) 専修免許状の申請については、10月中旬頃に下記申請書類を配付し、学務係で取りまとめの上、香川県教育委員会に一括申請をしている。学務係への提出期限までに書類を提出しない場合は、修了後の個人申請となり、修了年度内に教員免許状を受け取ることができないので注意すること。
  - 申請書類一覧(一括申請する場合):学務係
    - ・教育職員普通免許状授与願(取得免許状の種類・教科ごとに1枚)
    - ・宣誓書 1枚
    - ・履歴書 1枚
    - ・その他必要書類(例:介護等体験証明書, 教員免許状授与証明書等)
  - 教員免許状申請窓口(個人申請する場合):香川県教育委員会義務教育課
- (4) 在学中に一種免許状の申請をする場合は、事前に学務係に相談すること。
- (5) 一種免許状取得のための不足単位については、個人で香川県教育委員会に確認しておくこと。  
※確認のため、出身大学の「学力に関する証明書」が必要である。

## 11. 教職大学院フォローアップ・プログラム(短期履修学生制度で修了した者のみ)

高度教職実践専攻を修了した教員に「理論と実践の往還」を定着させ、「学び続ける教員像」を浸透させる取り組みとして、教職大学院フォローアップ・プログラムを設ける。

修了後最低1年間、下記に示すプログラムを修了した者に活動認定を与える。概ね3年以上の活動認定を有し、優れた教育実績をあげた者に、教職大学院として優秀教員表彰を行う。

### 教職大学院フォローアップ・プログラム

プログラムを受講する教員と在籍校、教職大学院担当教員、県教育委員会の協働により、下記の内容を実施する。

- ・年間を通したフォローアップ・プログラムの計画策定・実践・省察
- ・実践成果に基づいたスクール・ミーティング(教職大学院担当教員を含めた校内研修等)
- ・香川県教育委員会主催の「香川の教育づくり発表会」(香川県以外の教員はそれに代替する教育実践研究発表)における発表・参加
- ・教職大学院主催の「教職実践研究交流会」「教職実践研究フォーラム」の参加

## 12. 香川県教育委員会・香川県教育センターとの共同企画による教員研修連携科目の履修

香川県教育委員会及び香川県教育センターと連携し、教員研修とタイアップした授業科目として「学校の危機管理研究Ⅰ:校内体制づくり」および「学校の危機管理研究Ⅱ:個別事例研究」を開講する。これらは学校力開発コースのコース科目であるが、いずれのコースの学生も受講できる。なお、「学校の危機管理研究Ⅰ:校内体制づくり」、「学校の危機管理研究Ⅱ:個別事例研究」ともに前期集中として実施する。

また、共通科目「発達支援を視点とした教育とアセスメント」、授業力開発コースのコース科目「子ども理解と学習指導」「道徳授業の実践研究」(いずれも前期)は、授業の一部を香川県教育センターの教員研修と連携する。連携授業の受講証明書の所持者は、取得の翌年度から3か年に限り、自己申請により、「中堅教諭資質向上研修Ⅰ・Ⅱ」の一部免除を希望することができる。

### 13. 単位互換制度について

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻、愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻との単位互換協定により、各大学から提供された授業科目を履修し、そこで修得した単位を本専攻において修得したものとみなすことができる。ただし、修了要件には含まない。連携大学から提供される授業科目及び履修方法については別途通知する。なお、本学では他大学院学生への提供科目として「学校教育における今日的課題～道徳教育における道徳性の発達と価値葛藤～(1単位)」を開講するが、本学の学生はこれを履修できない。

### 14. 創発科学研究科授業の履修について

[香川大学大学院創発科学研究科](#)が開講する以下の科目(受講推奨科目)を履修することができる。

ただし、修了要件には含まれない。履修科目上限については教育学研究科科目に準ずる。

◇特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応(2科目)

言語支援論(前期・月曜4限・2単位)

多文化理解論(後期・水曜2限・2単位)

◇ICTや情報・教育データの利活用(3科目)

教育システムデザイン論(後期・集中(e-Learning)・2単位)

プログラミング実装論(後期・木曜5限・2単位)

子ども学実践データ演習(前期・火曜2限・2単位)

別表1 開講授業科目表

1 高度教職実践専攻

(1) 学校力開発コース

区分	授業科目	配当年次	開講学期	単位	授業担当者
共通科目	<b>【教育課程の編成・実施に関する領域】</b>				
	カリキュラム編成の理論と香川の教育	1	前期	2	山岸, 植田, 倉沢, 久保
	<b>【教科等の実践的な指導法に関する領域】</b>				
	教材研究・開発とICT活用による授業改善	1	後期	2	大西(美), 清水, 宮崎, 松下
	指導法分析と学習支援	1	前期	2	笹屋, 岡田(涼), 中名
	学習上のつまづき・困難への指導	1	前期集中	2	恵羅, 佐藤, 米村, 松島, 中島
	<b>【生徒指導及び教育相談に関する領域】</b>				
	生徒指導と教育相談の理論と実践	1	前期	2	宮前(義), 金綱, 山本
	道徳教育の実践研究	1	前期集中	2	植田, 金綱, 清水
	発達支援を視点とした教育とアセスメント	1	前期	2	山本, 小方(朋), 加藤, 中島
	<b>【学級経営及び学校経営に関する領域】</b>				
	自律的学校経営と学校組織	1	前期	2	柳澤, 倉沢, 久保
	学級経営実践研究	1	後期	2	金綱, 柗澤, 植田, 大久保, 小方(直)
	<b>【学校教育と教員の在り方に関する領域】</b>				
	開かれた学校づくりと多職種連携	1	前期	2	柳澤, 宮前(義), 倉沢
	学校教育の役割と教員のライフステージ	1	後期	2	笹屋, 大西(美), 倉沢, 久保
	<b>【研究倫理に関する領域】</b>				
	教育実践研究における研究倫理	1	前期	1	宮前(義), 清水
コース科目	学校組織における生徒指導と教育相談	1	前期	2	金綱, 柗澤, 宮前(淳), 大久保, 久保
	校内研修と人材育成	1・2	後期	2	柳澤, 倉沢, 久保
	道徳教育と学校経営実践研究	1	後期	2	植田, 金綱, 久保, 清水
	学校におけるリーダーシップと組織論	1・2	後期	2	金綱, 柳澤, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢
	学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり	2	前期集中	1	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
	学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究	2	前期集中	1	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
	教職実践研究Ⅰ（学校力開発）	2	前期	2	金綱, 柳澤, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
	教職実践研究Ⅱ（学校力開発）	2	後期	2	金綱, 柳澤, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保

実習科目	学校臨床実習Ⅰ（学校力開発）	1	前期	2	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
	学校臨床実習Ⅱ（学校力開発）	1	後期	2	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
	探究実習（学校力開発）	2	9月集中	2	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保, 附属学校教員
	学校力開発実習Ⅰ	2	前期	2	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
	学校力開発実習Ⅱ	2	後期	2	柳澤, 金綱, 柗澤, 宮前(淳), 倉沢, 久保
自由科目	学校インターンシップ（海外）Ⅰ	1	集中	1	笹屋
	学校インターンシップ（海外）Ⅱ	2	集中	1	笹屋

## (2) 授業力開発コース

区分	授業科目	配当年次	開講学期	単位	授業担当者
共通科目	<b>【教育課程の編成・実施に関する領域】</b>				
	カリキュラム編成の理論と香川の教育	1	前期	2	山岸, 植田, 倉沢, 久保
	<b>【教科等の実践的な指導法に関する領域】</b>				
	教材研究・開発とICT活用による授業改善	1	後期	2	大西(美), 清水, 宮崎, 松下
	指導法分析と学習支援	1	前期	2	笹屋, 岡田(涼), 中名
	学習上のつまづき・困難への指導	1	前期集中	2	恵羅, 佐藤, 米村, 松島, 中島
	<b>【生徒指導及び教育相談に関する領域】</b>				
	生徒指導と教育相談の理論と実践	1	前期	2	宮前(義), 金綱, 山本
	道徳教育の実践研究	1	前期集中	2	植田, 金綱, 清水
	発達支援を視点とした教育とアセスメント	1	前期	2	山本, 小方(朋), 加藤, 中島
	<b>【学級経営及び学校経営に関する領域】</b>				
	自律的学校経営と学校組織	1	前期	2	柳澤, 倉沢, 久保
	学級経営実践研究	1	後期	2	金綱, 柗澤, 植田, 大久保, 小方(直)
	<b>【学校教育と教員の在り方に関する領域】</b>				
	開かれた学校づくりと多職種連携	1	前期	2	柳澤, 宮前(義), 倉沢
	学校教育の役割と教員のライフステージ	1	後期	2	笹屋, 大西(美), 倉沢, 久保
	<b>【研究倫理に関する領域】</b>				
	教育実践研究における研究倫理	1	前期	1	宮前(義), 清水
	コース科目	子ども理解と学習指導	1	前期	2
授業分析と研究の方法		1	前期	1	一色
学習の理論と授業実践Ⅰ		1	前期	1	松島, 岡田(涼), 浅井
教科の本質と学問Ⅰ		1	後期	1	植田, 大西(美), 授業力開発コース教員
教育の今日的課題と授業実践Ⅰ		1	前期	1	鈴木, 植田, 吉澤, 大西(美)
教材開発の理論と実践		1	後期	1	杉野本, 中名
学習の理論と授業実践Ⅱ		1	前期	1	岡田(涼), 松島, 浅井
教科の本質と学問Ⅱ		1	後期	1	清水, 授業力開発コース教員
教育の今日的課題と授業実践Ⅱ		1	後期	1	一色
授業研究の実際		1	後期	2	植田, 大西(美), 笹屋, 中名

	道徳授業の実践研究	1	前期	2	植田, 清水, 中名
	教職実践研究Ⅰ (授業力開発)	2	前期	2	植田, 笹屋, 大西(美), 清水, 中名
	教職実践研究Ⅱ (授業力開発)	2	後期	2	植田, 笹屋, 大西(美), 清水, 中名
実習科目	●学校臨床基礎実習Ⅰ (授業力開発)	1	前期	2	清水, 大西(美), 中名, 植田, 笹屋, 附属学校教員
	●学校臨床基礎実習Ⅱ (授業力開発)	1	後期	2	清水, 大西(美), 中名, 植田, 笹屋, 附属学校教員
	◎学校臨床実習Ⅰ (授業力開発)	1	前期	2	清水, 大西(美), 笹屋, 植田, 中名, ゼミ主担当教員
	◎学校臨床実習Ⅱ (授業力開発)	1	後期	2	清水, 大西(美), 笹屋, 植田, 中名, ゼミ主担当教員
	◎●探究実習 (授業力開発)	2	9月集中	2	植田, 大西(美), 笹屋, 清水, 中名, 附属学校教員
	◎●授業力開発実習Ⅰ	2	前期	2	植田, 大西(美), 笹屋, 清水, 中名, ゼミ主担当教員
	◎●授業力開発実習Ⅱ	2	後期	2	植田, 大西(美), 笹屋, 清水, 中名, ゼミ主担当教員
自由科目	学校インターンシップ (海外)Ⅰ	1	集中	1	笹屋
	学校インターンシップ (海外)Ⅱ	2	集中	1	笹屋

現職教員学生は◎印の実習科目を、学部卒学生は●印の実習科目を履修する。

## (3) 特別支援力開発コース

区分	授 業 科 目	配当 年次	開講 学期	単 位	授業担当者
共通科目	<b>【教育課程の編成・実施に関する領域】</b>				
	カリキュラム編成の理論と香川の教育	1	前期	2	山岸, 植田, 倉沢, 久保
	<b>【教科等の実践的な指導法に関する領域】</b>				
	教材研究・開発とICT活用による授業改善	1	後期	2	大西(美), 清水, 宮崎, 松下
	指導法分析と学習支援	1	前期	2	笹屋, 岡田(涼), 中名
	学習上のつまづき・困難への指導	1	前期 集中	2	恵羅, 佐藤, 米村, 松島, 中島
	<b>【生徒指導及び教育相談に関する領域】</b>				
	生徒指導と教育相談の理論と実践	1	前期	2	宮前(義), 金綱, 山本(木)
	道徳教育の実践研究	1	前期 集中	2	植田, 金綱, 清水
	発達支援を視点とした教育とアセスメント	1	前期	2	山本, 小方(朋), 加藤, 中島
	<b>【学級経営及び学校経営に関する領域】</b>				
	自律的学校経営と学校組織	1	前期	2	柳澤, 倉沢, 久保
	学級経営実践研究	1	後期	2	金綱, 柗澤, 植田, 大久保, 小方(直)
	<b>【学校教育と教員の在り方に関する領域】</b>				
	開かれた学校づくりと多職種連携	1	前期	2	柳澤, 宮前(義), 倉沢
	学校教育の役割と教員のライフステージ	1	後期	2	笹屋, 大西(美), 倉沢, 久保
	<b>【研究倫理に関する領域】</b>				
	教育実践研究における研究倫理	1	前期	1	宮前(義), 清水
	コース科目	心理検査の理論と実際	1	前期	2
個別の指導計画と個に応じた支援		1	前期	2	山本, 小方(朋)
行動困難と社会性の指導		1	後期	2	宮前(義)
特別支援教育コーディネーターの役割とリソースの活用		1	後期	2	山本, 宮前(義)
特別支援教育の支援技術		1	前期	2	加藤, 坂井
障害に対する心理学的理解と支援		1	後期	2	恵羅, 中島
言語コミュニケーションの指導		1	後期	2	坂井, 加藤
特別支援教育のための生理・病理		1	後期	2	小西(行)
特別支援教育の理論と実践		1	前期	2	山本, 宮前(義), 恵羅, 加藤, 中島
教職実践研究Ⅰ(特別支援力開発)		2	前期	2	山本, 宮前(義), 恵羅, 加藤, 中島

	教職実践研究Ⅱ（特別支援力開発）	2	後期	2	山本, 宮前(義), 惠羅, 加藤, 中島
実習科目	●学校臨床基礎実習Ⅰ（特別支援力開発）	1	前期	2	加藤, 宮前(義), 惠羅, 山本, 中島, 附属学校教員
	●学校臨床基礎実習Ⅱ（特別支援力開発）	1	後期	2	加藤, 宮前(義), 惠羅, 山本, 中島, 附属学校教員
	◎学校臨床実習Ⅰ（特別支援力開発）	1	前期	2	惠羅, 宮前(義), 山本, 加藤, 中島, 附属学校教員
	◎学校臨床実習Ⅱ（特別支援力開発）	1	後期	2	惠羅, 宮前(義), 山本, 加藤, 中島, 附属学校教員
	◎●探究実習（特別支援力開発）	2	前期	2	山本, 惠羅, 宮前(義), 加藤, 中島, 附属学校教員
	◎●特別支援教育指導実習Ⅰ	2	前期	2	宮前(義), 惠羅, 山本, 加藤, 中島, 附属学校教員
	◎●特別支援教育指導実習Ⅱ	2	後期	2	宮前(義), 山本, 惠羅, 加藤, 中島, 附属学校教員
自由科目	学校インターンシップ（海外）Ⅰ	1	集中	1	笹屋
	学校インターンシップ（海外）Ⅱ	2	集中	1	笹屋

現職教員学生は◎印の実習科目を，学部卒学生は●印の実習科目を履修する。

別表2 本研究科で取得できる専修免許状の種類及び教科

専攻	取得できる免許状	
	種類	教科等
高度教職 実践専攻	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 英語
	幼稚園教諭専修免許状	
	養護教諭専修免許状	
	特別支援学校教諭専修免許状	特別支援教育領域:知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者

別表3 教育学研究科開設科目における免許科目一覧 (表中の「養」は養護教諭専修免許状を指す)

授業科目	単位数	免許状の種類(教科)
カリキュラム編成の理論と香川の教育	2	幼小中高養
教材研究・開発とICT活用による授業改善	2	幼小中高養
指導法分析と学習支援	2	幼小中高養
学習上のつまずき・困難への指導	2	幼小中高養
生徒指導と教育相談の理論と実践	2	小中高養
道德教育の実践研究	2	小中
発達支援を視点とした教育とアセスメント	2	幼小中高養
自律的学校経営と学校組織	2	幼小中高養
学級経営実践研究	2	幼小中高養
開かれた学校づくりと多職種連携	2	幼小中高養
学校教育の役割と教員のライフステージ	2	幼小中高養
学校組織における生徒指導と教育相談	2	小中高養
校内研修と人材育成	2	幼小中高養
道德教育と学校経営実践研究	2	小中
学校におけるリーダーシップと組織論	2	幼小中高養
学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり	1	幼小中高養
学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究	1	幼小中高養
子ども理解と学習指導	2	幼小中高養
授業研究の実際	2	幼小中高養
道德授業の実践研究	2	小中
教職実践研究Ⅰ（学校力開発，授業力開発）	2	幼小中高養
教職実践研究Ⅱ（学校力開発，授業力開発）	2	幼小中高養
心理検査の理論と実際	2	特支（知・肢・病）
個別の指導計画と個に応じた支援	2	特支（知・肢・病）
行動困難と社会性の指導	2	特支（知・肢・病）
特別支援教育コーディネーターの役割とリソースの活用	2	特支（知・肢・病）
特別支援教育の支援技術	2	特支（知・肢・病）
障害に対する心理学的理解と支援	2	特支（知・肢・病）
言語コミュニケーションの指導	2	特支（知・肢・病）
特別支援教育のための生理・病理	2	特支（知・肢・病）
特別支援教育の理論と実践	2	特支（知・肢・病）
教職実践研究Ⅰ（特別支援力開発）	2	特支（知・肢・病）
教職実践研究Ⅱ（特別支援力開発）	2	特支（知・肢・病）
学校臨床基礎実習Ⅰ（特別支援力開発）	2	特支（知・肢・病）
学校臨床基礎実習Ⅱ（特別支援力開発）	2	特支（知・肢・病）
探究実習（特別支援力開発）	2	特支（知・肢・病）
特別支援教育指導実習Ⅰ	2	特支（知・肢・病）
特別支援教育指導実習Ⅱ	2	特支（知・肢・病）

※高度教職実践専攻開設科目の上記授業科目は、「大学が独自に設定する科目」又は「特別支援教育に関する科目」として使用できる。

教育職員免許法(抄) (昭和24年5月31日法律第147号)

～省略～

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
  - 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
  - 三 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
  - 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
  - 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。)の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。
- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- 5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。
- 一 短期大学士の学位(学校教育法第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与される者を除く。))又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)又は準学士の称号を有する者
  - 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者
- 7 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

(免許状の授与の手続等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

～省略～

(効力)

第九条 普通免許状は、全ての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。)において効力を有する。

- 2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。
- 3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

～省略～

## 教育職員免許法

### 別表第一（第5条、第5条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7	5
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5	1
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3	1
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	3
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5	9
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3	7
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	3
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5	9
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3	5
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	3
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5	9
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1
備考				
<p>一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。</p> <p>一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。</p> <p>二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有す</p>				

る場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする。)

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第五項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)

八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

## Ⅱ. 香川大学規則(大学院関係)

### 1. 香川大学大学院教育学研究科「長期履修学生」取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学大学院教育学研究科規程第12条第2項の規定に基づき、教育学研究科における長期履修学生の取扱いに  
関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修学生の対象となる学生は、職業を有している等の事情による者、又は小学校教員免許を取得させることを目的としたコ  
ース(以下「小学校教員免許取得コース」という。)を申請する者で、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履  
修し、修了することを希望する者とする。

(長期履修の期間等)

第3条 長期履修学生の履修の期間は、4年を限度とする。また、長期履修期間を除く期間を含めて、標準修業年限の2倍を超えることが  
できない。

2 長期履修学生の1年間に履修登録できる授業の単位数は20単位を限度とする。ただし、小学校教員免許取得コースを履修する学生  
はこの限りでない。

(授業料)

第4条 長期履修学生の授業料の年額は、香川大学大学院学則の定めるところによる。

(申請手続)

第5条 長期履修学生を希望する者は、入学試験の出願期限又は1年次の2月末日までに、長期履修学生申請書(別紙様式1号)及び在  
職証明書(様式は自由で在職が確認できる書類)等を研究科長に提出する。

2 小学校教員免許取得コースを希望する者は、入学試験の出願期限又は1年次の2月末日までに、小学校教員免許取得コース受講・  
長期履修学生申請書(別紙様式2号)を研究科長に提出する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生で特別な事情があると認めるときは、長期履修期間の短縮又は延長を1回に限り認めることがある。

2 4年の長期履修期間を3年に短縮することを希望する者は、長期履修期間が終了する日(以下「終了日」)の2年前の年度における2月  
末日までに長期履修期間変更願(別紙様式3号)を研究科長に提出しなければならない。

3 3年の長期履修期間を4年に延長することを希望する者は、終了日の1年前の年度における2月末日までに長期履修期間変更願(別紙  
様式3号)を研究科長に提出しなければならない。

(長期履修の取消)

第7条 長期履修学生で正当な事情があると認めるときは、長期履修の取消を認めることがある。

2 長期履修の取消を希望する者は、1年次の2月末日までに長期履修期間取消願(別紙様式3号)を研究科長に提出しなければならない。

(審査及び可否の通知)

第8条 研究科教授会は、第5条、第6条及び第7条の申請に基づき審査し、可否について3月末日までに文書により通知する。ただし、入  
学志願者については入学試験に合格した者に限る。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生の実施に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(省略)

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

(別紙様式 省略)

## 2. 香川大学大学院教育学研究科小学校教員免許取得コース取扱細則

大学院教育学研究科

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学大学院教育学研究科規程第6条の2の規定に基づき、教育学研究科学生に小学校教員免許を取得させることを目的としたコース(以下「小学校教員免許取得コース」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 小学校教員免許取得コースへ申請できる者は、小学校教諭免許状を取得していない者とする。ただし、小学校教諭免許状を取得見込の者は申請できない。

2 高度教職実践専攻の学生は、中学校・高等学校などの教員免許状を取得している者とする。

第3条 小学校教員免許取得コースを希望する者は、所定の申請書を入学試験の出願期限又は1年次の2月末日までに研究科長に提出する。

(受講学生数)

第4条 小学校教員免許取得コースを受講できる学生数は若干名とする。

(修業年限)

第5条 小学校教員免許取得コース受講者には、長期履修学生制度を適用し、修業年限は3年とする。

(入学予定者の受講辞退)

第6条 小学校教員免許取得コース受講を許可された者が、同コースの受講を辞退する場合には、入学手続日までに学務係に申し出をしなければならない。

(受講の中止)

第7条 小学校教員免許取得コース受講者が、同コースの受講を中止する場合には、所定の長期履修期間変更願を1年次の2月末日までに研究科長に提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

### 3. 香川大学大学院教育学研究科「短期履修学生」取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学大学院教育学研究科規程第6条の3の規定に基づき、教育学研究科における短期履修学生の取扱いに關し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 短期履修学生の対象となる学生は、教職経験が5年以上又は学校教育法施行規則第20条に規定する「教育に関する職」に10年以上あり、かつ教育委員会等からの推薦がある者で、1年間の教育課程を履修し、修了することを希望する者とする。

(履修の期間)

第3条 短期履修学生の履修の期間は、1年とする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 短期履修学生の科目の登録の上限は、年間53単位とする。

(授業料)

第5条 短期履修学生の授業料の年額は、香川大学大学院学則の定めるところによる。

(申請手続)

第6条 短期履修学生を希望する者は、入学試験の出願期限までに、短期履修学生申請書(別紙様式1号)、研究業績調書(別紙様式2号)、職務実績調書(別紙様式3号)、教育委員会による推薦書(別紙様式4号)及び誓約書(別紙様式5号)を研究科長に提出する。

(履修期間の変更)

第7条 短期履修学生で認定された履修期間についての変更はできない。

(審査及び可否の通知)

第8条 研究科教授会は、入学試験に合格した者に対して、第6条の申請に基づき審査し、可否について文書により通知する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、短期履修学生の実施に關し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者に係る申請から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者に係る申請から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者に係る申請から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者に係る申請から適用する。

(別紙様式 省略)

#### 4. 香川大学大学院科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川大学大学院学則(以下「学則」という。)第65条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格については、学則第20条から第22条までの規定を準用する。ただし、本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学学部の課程に在籍する者のうち本学大学院が学業優秀と認める者について、学部の課程に在籍しながら科目等履修生として入学することを認めることができる。

2 前項ただし書きに関し必要な事項については、研究科教授会が別に定める。

(省略)

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、当該授業科目について、所定の単位を与える。

2 研究科長は、前項の規定により単位を与えたときは、単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 第3条第1項の入学志願者が、本学学部(全学共通科目を開講する部局を含む。以下同じ。)の科目等履修生であるときは、第3条第1項及び第5条第1項の規定にかかわらず、検定料及び入学料の納付を要しない。

2 第3条第1項の入学志願者が、本学学部と本学大学院に同時に志願する者又は入学する者であるときは、第3条第1項及び第5条第1項の規定にかかわらず、一の出願にかかる検定料及び入学料を納付すれば足りるものとする。

3 第2条第1項ただし書により入学を志願する者については、第3条第1項、第5条第1項及び学則第57条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び入学後の授業料の納付を要しない。

4 第3条第1項の入学志願者が、都道府県教育委員会との申し合わせ等に基づく学校長等の推薦のある者であるときは、第3条第1項、第5条第1項及び学則第57条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び入学後の授業料の納付を要しない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、学則その他学内諸規則の学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(省略)

附 則(令和3年4月1日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式 省略)

## 5. 成績評価結果に対する異議申立てについての申合せ

令和3年3月4日， 改正 令和4年6月29日

全学教務委員会

(趣旨)

第1条 この申合せは，学生の成績評価結果に対する異議申立てへの対応に関し，必要な事項を定める。

(異議申立ての実施)

第2条 学生は，成績評価結果が通知された後にその内容について異議がある場合は，当該授業科目を開講する学部若しくは研究科又は大学教育基盤センター(以下「学部等」という。)の長に対し，各学部等の事務担当部署を通じて，次の期間内に成績異議申立書(別紙様式1)を提出し，異議を申し立てることができる。

科目の開講学期等	異議申立て期間
第1学期	成績評価結果通知後，9月末まで
第2学期	成績評価結果通知後，3月末まで
通年	成績評価結果通知後，3月末まで
第1学期前半(第1クォーター)	成績評価結果通知後，7月末まで
第1学期後半(第2クォーター)	成績評価結果通知後，9月末まで
第2学期前半(第3クォーター)	成績評価結果通知後，1月末まで
第2学期後半(第4クォーター)	成績評価結果通知後，3月末まで

2 各学部等の長は，各学部等の教務上の理由により異議申立て期間を変更する必要がある場合は，教育担当理事の了承を得た上で，当該学部等の開講科目について前項の異議申立て期間を変更することができる。

この場合，各学部等の長は，異議申立て期間の変更をあらかじめ学生に周知するものとする。

(異議申立てへの対応)

第3条 前条による異議申立てを受けた学部等の長は，当該学部等において教務を担当する委員会の長等に調査を命ずる。

2 各学部等の長から命を受けた委員会の長等は，所掌する委員会において，当該学生及び授業担当教員から意見を聴取するなど調査を行い，その結果を学部等の長に報告する。

3 学部等の長は，調査結果に基づき，当該授業担当教員に対して，成績評価結果に対する異議申立てへの回答内容を通知する。

4 学部等の長は，調査結果に基づき，事務担当部署を通じて，当該学生に対して異議申立てへの回答を行う。

(資料の保管)

第4条 成績評価結果の根拠となる資料の保管について，以下のとおりとする。

(1)成績評価結果の根拠となる資料(試験問題，答案，レポート等)は，各教員の責任において成績評価から原則1年間保管すること。

(2)評価を付したレポート等を返却する際は，返却時に評価結果を確認させること。

2 成績異議申立書は，事務担当部署において回答日以降1年間保管する。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか，各学部等において必要な事項については，それぞれ別に定めることができる。

附則

この申合せは，令和3年3月4日から施行する。

附則

この申合せは，令和4年10月1日から施行する。

(別紙様式 省略)

### Ⅲ. 気象に関する警報の発表等における休講措置の基準

全ての学部及び研究科の開講科目並びに全学共通教育の開講科目に関して、特別警報及び気象警報の発表等における休講の措置は、次の基準による。

なお、休講の措置については、掲示及びホームページへの掲載等により周知する。

#### 1. 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

#### 2. 気象警報の発表による場合

(1) 休講の対象となる警報の種類：大雨、洪水、暴風又は大雪警報のいずれか

(2) 休講の対象となる警報の発表地域：

対象科目	休講となる警報の発表地域
幸町キャンパスの授業科目	高松市に警報が発表された場合
医学部キャンパスの授業科目	高松市または三木町のいずれかに警報が発表された場合
創造工学部キャンパスの授業科目	高松市に警報が発表された場合
農学部キャンパスの授業科目	高松市または三木町のいずれかに警報が発表された場合

(3) 基準となる時刻：

[昼間の授業]

午前6時30分に上記の警報が発表されている場合、その日の授業は休講とする。午前6時30分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業は、休講とする。ただし、午前10時30分の時点で警報が解除された場合は、午後1時以降に開始される授業を実施する。

[夜間の授業(午後6時以降に開始する授業)]

午後3時に上記の警報が発表されている場合は、休講とする。午後3時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業は、休講とする。

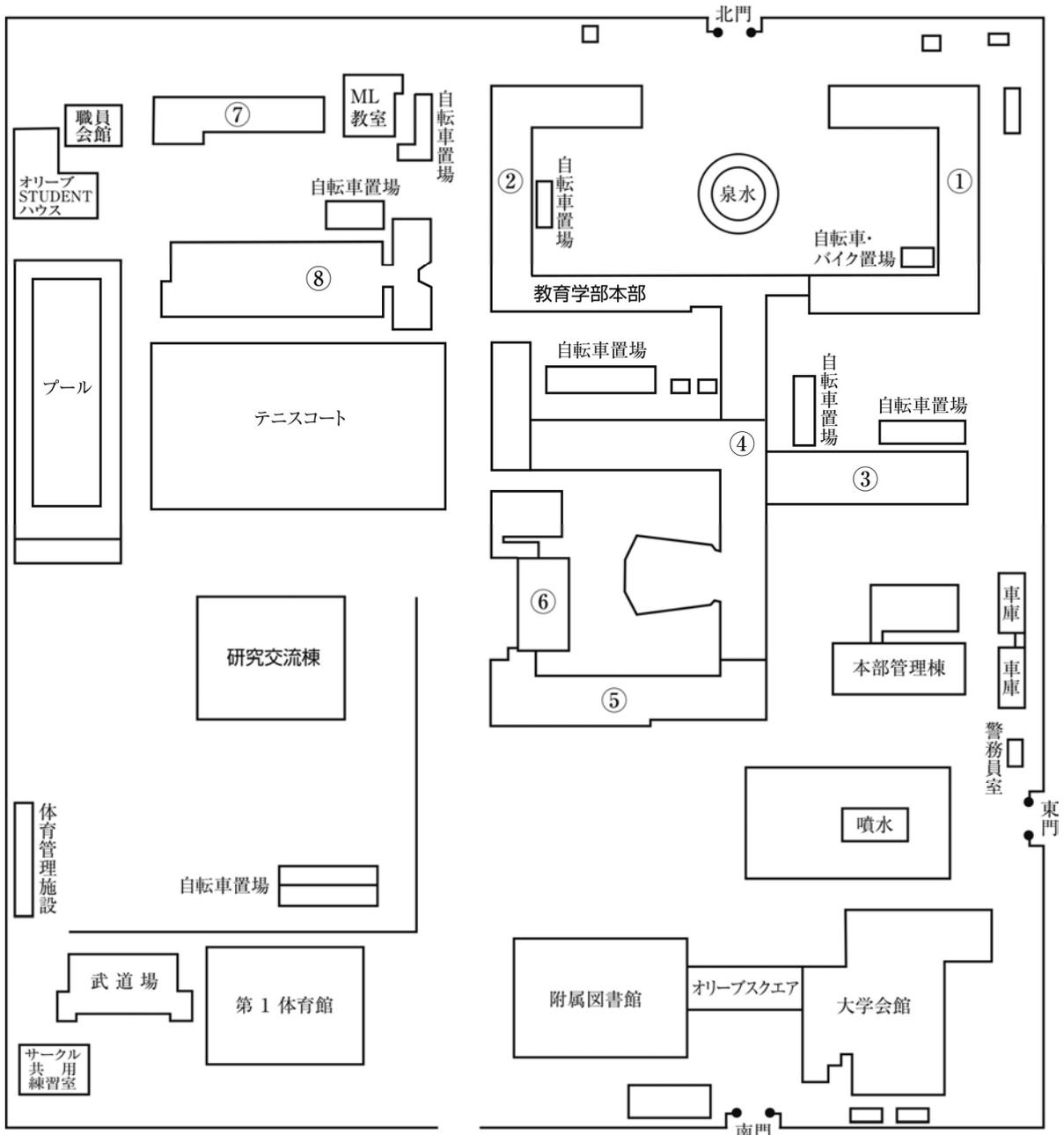
(4) 居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとする。

(5) 教育実習、臨床実習、臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は、その都度、その授業を開講する部局の長が判断し、措置する。

#### 3. その他非常時の場合

学部、研究科及び全学共通教育の開講科目については、学部長等が判断し措置する。

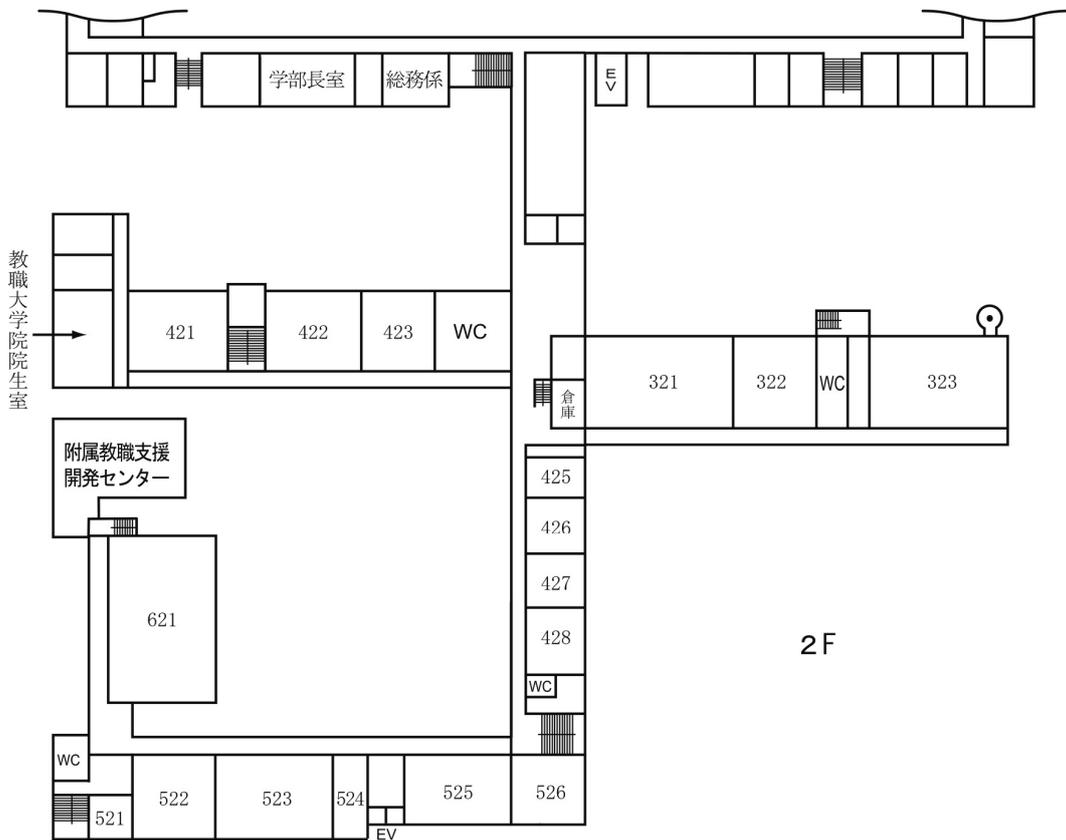
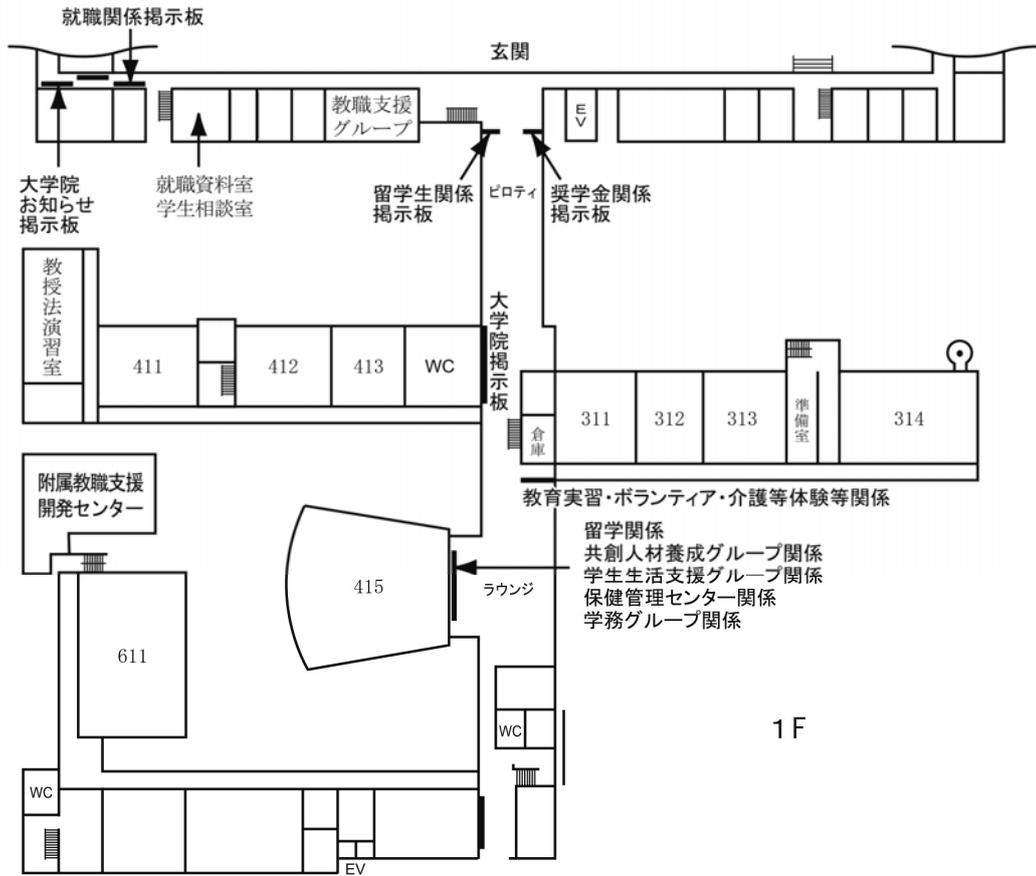
## IV. 教育学部配置図(幸町北キャンパス)

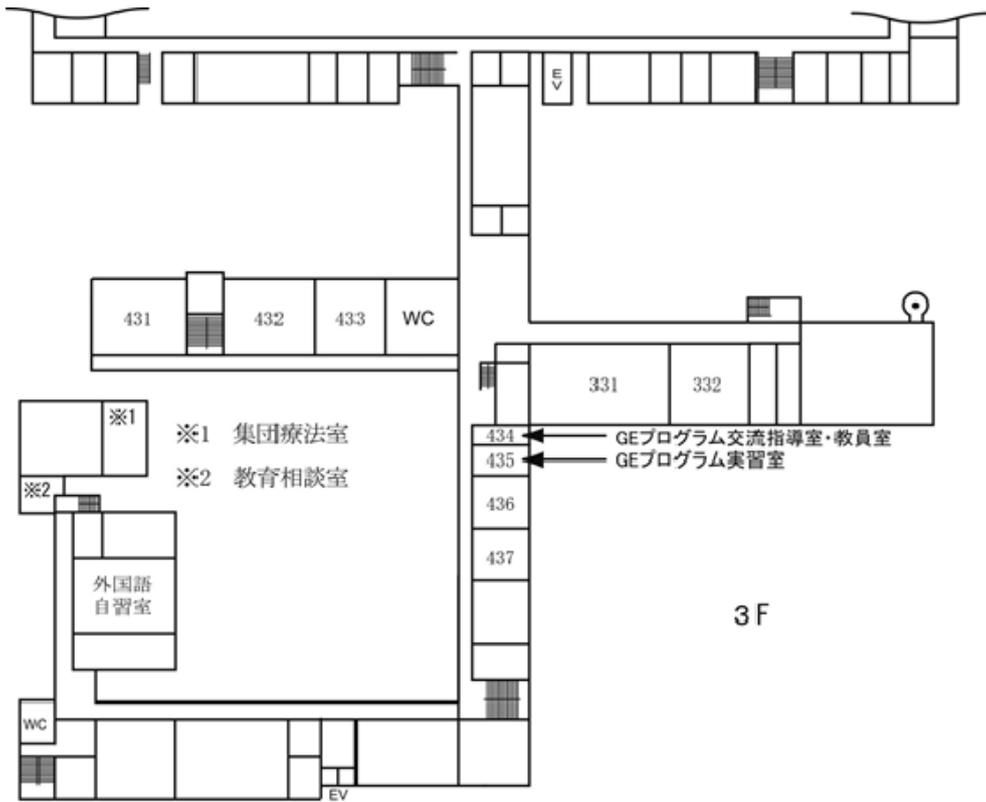


○印内の数字は、号館番号を示す。

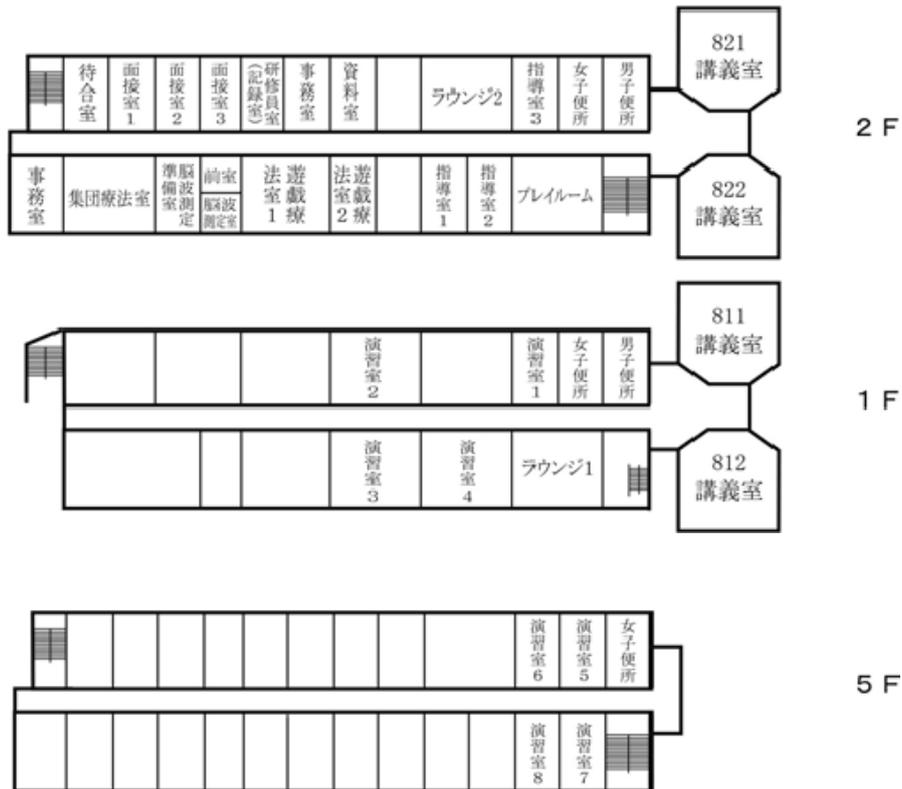


○教室配置図





-----【8号館】-----



## V. 学生支援

### 1. 充実したキャンパスライフのために —支援のための窓口—

本研究科においては、「学生相談室『何でも窓口』」を開設し、修学、学生生活、就職・進学などに関する相談にあたっています。※秘密は厳守しますので、お気軽にお尋ね下さい。

#### (1) 窓口の利用の仕方

- ・ メールで『何でも窓口』にアクセスする。

メールアドレス: [I-daigakuin-c@kagawa-u.ac.jp](mailto:I-daigakuin-c@kagawa-u.ac.jp)

- ・ 大学院係窓口でたずねる。

『何でも窓口』では、その場でお答えできるものについては、すぐにお答えします。また、先生等とお話を希望する場合などには、別途、日時を設定して個別にお話を伺います。

#### (2) 質問や相談の内容

- ① 修学上のこと;カリキュラム, 教員免許状, 資格 等
- ② 学生生活上のこと;学生生活全般, 奨学金や授業料のこと 等
- ③ 就職・進路上のこと;進路で迷っている, 就職活動方法が知りたい 等
- ④ その他;わからないことや困ったり悩んだりしていることなど, どんな些細なことでもかまいません。

### 2. 手続き等について

#### (1) 住所変更・改姓・保証人の変更等

所定用紙により大学院係へ速やかに届け出てください。

#### (2) 学生証について

- ① 学生証は、常に携帯してください。
- ② 紛失・汚損した場合は、直ちに教育企画課(大学会館2階)に届け出て、再交付を受けてください。
- ③ 卒業、退学等により学籍を離れる場合は、直ちに返納してください。

#### (3) 休学・退学について

休学・退学の手続を要する事が生じたときは、まず自己の状況を冷静に分析し、香川大学大学院学則(休学、復学、退学、転学、留学及び除籍の各項)に目を通し、休学・退学等を決める前に保証人、指導教員、大学院係等へ相談してください。

- ① 休・退学願(所定様式)は大学院係窓口申し出てください。手続等について、その際に説明します。

- ② 休学する場合の授業料の取扱いについて

授業料納入期限(5月末および11月末)までに休学願が受理された場合は、月割り計算によって休学期間の授業料を免除します。

ただし上記の期限を過ぎて休学願が受理された場合は、その期の授業料を全額納入することになるので、休学願の提出日には十分注意してください。

期 間	休学願提出日	授 業 料
4月1日からの休学	前年度3月中	全額免除
5月1日からの休学	4月中	年額の12分の1の額を納入
6月1日からの休学	5月中	年額の12分の2の額を納入
	6月以降	全額必要
10月1日からの休学	9月中	全額免除
11月1日からの休学	10月中	年額の12分の1の額を納入
12月1日からの休学	11月中	年額の12分の2の額を納入
	12月以降	全額必要

●届出・願出書類一覧

種 類	提出期日	備 考
住所（変更）届	変更のあるとき	教務システムも変更入力すること
身上異動届	〃	戸籍抄本と一緒に提出
連帯保証人住所・姓名変更届	〃	
連帯保証人変更届	〃	教育企画課（大学会館2階）へ提出
学生証再交付願	その都度	
成績調査依頼票	4月・10月	
海外渡航届	その都度	日程表を添えて、事前に提出
休学願	〃	病気の理由によるときは医師の診断書、 留学の場合は海外渡航届と一緒に提出
復学願	〃	休学を期間の途中で取りやめるときに提出
退学願	〃	

# 令和7年度高度教職実践専攻(教職大学院)時間割

※授業は、原則431講義室で行う。

## 前期

校時	曜日	月	火	水	木	金			集中講義等 (前期/後期/通年)	
						学校力	授業力	特別支援力		
1校時 8:50～10:20		カリキュラム編成の理論と香川の教育	生徒指導と教育相談の理論と実践	道徳授業の実践研究	教職実践研究Ⅰ(事前含む) 学校臨床基礎実習Ⅰ (特別支援力)	学校臨床実習Ⅰ	学校臨床基礎実習Ⅰ	授業力開発実習Ⅰ	学校臨床実習Ⅰ	集中講義： 学習上のつまずき・困難への指導
2校時 10:30～12:00		指導法分析と学習支援	自律的學校経営と学校組織	子ども理解と学習指導	特別支援教育の理論と実践 学校臨床基礎実習Ⅰ (特別支援力)	学校臨床実習Ⅰ	学校臨床基礎実習Ⅰ	授業力開発実習Ⅰ	学校臨床実習Ⅰ	時間外： 教育実践研究における研究倫理 探究実習(学校力開発) 探究実習(授業力開発) 探究実習(特別支援力開発)
3校時 13:00～14:30		開かれた学校づくりと多職種連携	発達支援を視点とした教育とアセスメント		学校組織における生徒指導と教育相談 学校臨床基礎実習Ⅰ (特別支援力)	学校臨床実習Ⅰ	学校臨床基礎実習Ⅰ	授業力開発実習Ⅰ	特別支援教育指導実習Ⅰ	
4校時 14:40～16:10		心理検査の理論と実際	個別の指導計画と個に応じた支援		授業分析と研究の方法 (10) 教育の今日的課題と授業実践Ⅰ(20) 特別支援教育の支援技術	学校臨床実習Ⅰ	学校臨床実習Ⅰ		特別支援教育指導実習Ⅰ	
5校時 16:20～17:50			学習の理論と授業実践Ⅰ(10) 学習の理論と授業実践Ⅱ(20)			学校臨床実習Ⅰ	学校臨床基礎実習Ⅰ		特別支援教育指導実習Ⅰ	

## 後期

校時	曜日	月	火	水	木	金			集中講義等 (前期/後期/通年)	
						学校力	授業力	特別支援力		
1校時 8:50～10:20			學校教育の役割と教員のライフスペース	障害に対する心理学的理解と支援	教職実践研究Ⅱ(事前含む) 学校臨床基礎実習Ⅱ (特別支援力)	学校臨床実習Ⅱ	学校臨床基礎実習Ⅱ	授業力開発実習Ⅱ	学校臨床実習Ⅱ	集中講義： 学習上のつまずき・困難への指導
2校時 10:30～12:00		教材研究・開発とICT活用による授業改善	学級経営実践研究	特別支援教育のための生理・病理 授業実践の実態	学校臨床基礎実習Ⅱ (特別支援力)	学校臨床実習Ⅱ	学校臨床基礎実習Ⅱ	授業力開発実習Ⅱ	学校臨床実習Ⅱ	学校の危機管理研究Ⅰ： 校内体制づくり (7/31・8/1)
3校時 13:00～14:30		行動困難と社会性の指導	学校におけるリーダーシップと組織論		学校臨床基礎実習Ⅱ (特別支援力)	学校臨床実習Ⅱ	学校臨床基礎実習Ⅱ	授業力開発実習Ⅱ	特別支援教育指導実習Ⅱ	学校の危機管理研究Ⅱ： 個別事例研究 (9/6・13)
4校時 14:40～16:10		校内研修と人材育成	特別支援教育コーディネーターの役割とリソースの活用			学校臨床実習Ⅱ			特別支援教育指導実習Ⅱ	道徳教育の実践研究 学校ハブ・ソングⅠ(海外) 学校ハブ・ソングⅡ(海外)
5校時 16:20～17:50		言語コミュニケーションの指導	教科の本質と学問Ⅰ (30) 教科の本質と学問Ⅱ (40)		教育の今日的課題と授業実践Ⅱ(30) 教材開発の理論と実践 (40)	学校臨床実習Ⅱ	学校臨床実習Ⅱ		特別支援教育指導実習Ⅱ	

備考：都合により校時を変更することがある。変更は掲示等によって周知する。

教職実践研究Ⅰ・Ⅱは、初回と最後は合同で行い、その他は各コースで実施する。

8月に開催する「教職実践研究交流会」、年度末に開催する「教職実践研究フォーラム」には必ず参加すること。